項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	いわゆる「日本版DBS」の為の改定だと思うが、 なぜ、犯罪情報という 重要性の高い情報の管理が、新設間もない こども家庭庁なのか? プライバシーに関わる情報を、きちんと管理できる体制が 出来ているのか疑問だ。 こども家庭庁は、多額の委託費の不透明さなどで 問題になっていたはず。 重要情報まで 民間に委託されては、悪用・流出の危険も 有るのではないか。 大凡の情報は 法務省が管理する条文が追加されているが、全て法務省管理で 良いのではないか。	別表第五の改正は、戸籍電子証明書の提供を求めることができる機関として、こども家庭庁を追加するものであり、犯罪事実に関する情報の取扱いに関係するものではございません。 また、犯罪事実に関する情報の管理については、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」（令和8年1月こども家庭庁）において必要な措置が定められていると承知しています。
2	電子化でもいいのですが、とにかく帰化とその時期と元の国籍が閲覧できる様にしてほしいです。 結婚「後」に判明するほど、悲惨なことはなかったんですよ。 どうぞ真剣に検討して下さい！	外国人が日本に帰化した場合には、当該者の戸籍に以下のような帰化事項が記載されることになっています（戸籍法施行規則付録第25号176の項）。 帰　化　【帰化日】令和9年3月4日 【届出日】令和9年3月9日 【帰化の際の国籍・地域】アメリカ合衆国 【従前の氏名】ベルナール，マリア

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
3	本省令案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、戸籍情報システムの標準化基準を明確化するとともに、戸籍電子証明書の利用範囲を拡大するために必要な規定の整備を行うものであり、その趣旨及び方向性について全面的に賛成します。 戸籍事務は、我が国の法制度及び社会制度の基盤を成す重要な行政事務であり、その情報システムについて全国的に統一された基準の下で運用することは、自治体間の事務差の解消、職員負担の軽減、制度の安定的な維持の観点から不可欠であると考えます。本省令案により、戸籍情報システムの標準化基準を法務大臣が定めることが明確化される点は、所管官庁としての責任の所在を明らかにするものであり、制度設計として妥当であると評価します。 また、戸籍電子証明書の利用について、法律に明確な根拠を有する事務に限定した上で提供先を拡大する点についても、行政手続の迅速化・効率化に資するものであり、特に児童を対象とする性暴力等の防止という目的に照らせば、合理性の高い対応であると考えます。 その上で、本省令案が今後の制度運用の基盤となる性格を有することを踏まえ、将来に向けて留意すべき点について意見を述べます。これらは本省令案に反対する趣旨ではなく、制度の健全性を長期的に維持するための観点からのものです。 第一に、戸籍情報システムの標準化基準が、法令本文ではなく、法務大臣が定める標準仕様書として具体化される点については、技術的合理性が高い一方、その改定や運用に当たっては十分な透明性と予見可能性が確保されることが重要であると考えます。標準仕様は実質的に自治体及び関係事業者にとっての共通ルールとなるため、変更の際には事前の周知や影響への配慮がなされることを期待します。	本文及び第一について 本省令案への賛同意見として承ります。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
	第二に、戸籍電子証明書は、その利便性や効率性が評価されることにより、将来的に利用拡大の要請が生じる可能性があります。行政事務の合理化という観点から一定の横展開が検討されること自体は自然な流れである一方、戸籍情報が極めて機微性の高い個人情報であることを踏まえれば、その利用は常に明確な法律上の根拠と、個別具体的な目的に基づいて慎重に判断されるべきものです。利便性のみを理由とした抽象的な利用拡大が行われることのないよう、利用目的の限定性が維持されることを望みます。 第三に、民間事業者が関与する事務において戸籍電子証明書が利用される場合には、情報管理及び責任体制について特に慎重な対応が求められると考えます。行政機関と同等以上の厳格な情報管理水準が確保され、監督体制が実効的に機能することが不可欠であり、国民に対する分かりやすい説明が重要です。 以上のとおり、本省令案は現時点において合理性が高く、必要な制度整備であると考え、全面的に賛成します。その一方で、本省令案が将来の制度展開の出発点となることを踏まえ、今後の運用においても、戸籍制度に対する国民の信頼が損なわれることのないよう、慎重かつ丁寧な検討と運用が行われることを期待します。	第二について 御意見として承ります。 第三について 戸籍電子証明書は、こども家庭庁等の行政機関からの提供の求めに応じて各機関のシステムと法務省のシステムを一対一で連携する仕組みとしています。 また、こども家庭庁が戸籍電子証明書の提供の求めを行うために必要となる戸籍の情報については、従事者本人がこども家庭庁に提出することとされており、その旨「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」のパンフレットにより周知されているところです。
4	日本版DBSの為の改定、と見るが、 既に日本でも、(海外の政府向けに)「犯罪経歴証明書」を発行する制度が有るはず。プライベートに関わる犯罪情報を、まったく管轄外の こども家庭庁で管理を始めるより、「犯罪経歴証明書」の交付用途を 国内に拡張すれば良いだけではないのか? あくまでこども家庭庁や企業人事・学校関係者が犯罪経歴を見られる様にしたい、というのなら、プライバシーの侵害の懸念からこの改定案には反対する。	別表第五の改正は、戸籍電子証明書の利用対象として、こども家庭庁における犯罪事実確認書の交付申請に係る事務を追加するものであり、御指摘の犯罪経歴の確認と直接的に関連するものではありません。
5	法務大臣が、だれになるかわからないのに、法務大臣一人で定められるようにするの反対	規則案第68条の3において、法務大臣が定めるとしている事項は、法務省において所要の検討及び手続を経た上で、最終的に同省の長である法務大臣が定めるものですので、「法務大臣一人で定められる」との御指摘は当たらないと考えます。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
6	民法改正法（令和6年33号）に対応する変更は令和7年度補正予算でなく、令和7年度本予算で執行できるよう、予算組みできると良かったと思います。 もし、今年の臨時国会で補正予算の成立が遅れてしまった場合は、パブコメしている場合ではなかったと思います。	御意見の趣旨が不明ですが、本省令案は民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）の施行に伴うものではありません。
7	児童保護のための情報照会者追加について賛成です。 この改正をもとに、現在対象外になっている事業者（例えばスイミングスクールや合宿を行う団体）も追加していっていただきたいです。	別表第五においては、行政機関等の中から戸籍電子証明書等の提供を求めることのできる者を定めていることから、民間事業者は対象外となります。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
8	【第68条の3について】 一般的に、法令において省令で規定するよう委任している事項について、重ねて省令において100％同じ内容を所管大臣に委任することはしないと考える。標準化法の委任を受けたデジタル庁令・総務省令において、事務の内容を「戸籍に関する事務」と定めているところ、法務省令においては、機能等について定めるべきであると考えるが、法で規定している内容と全く同じ内容しか規定していないと思われるので、不適当ではないか。（全く同じ内容しか定めることができないのであれば、そもそも標準化法において、主務省令で定めるとするのではなく、所管大臣が定めるとすればよかったのではないか。標準化法において、主務省令で定めるとした趣旨に反するのではないか。） ＜私案＞添付ファイルが認められていないので、表形式による提出ができません。 第六十八条の三　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号。以下この条において「標準化法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システム（標準化法第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムをいう。）のうち、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）第七条第一号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等（標準化法第二条第二項に規定する機能等（標準化法第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。別表第二の二において同じ。）に関する標準化基準（標準化法第五条第二項第四号に規定する標準化基準をいう。）については、別表第二の二に規定する機能要件の標準及び帳票要件の標準で構成し、その細目、実装区分（地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能、地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能又は地方公共団体情報システムに実装してはならない機能の別をいう。以下同じ。）及び適合基準日（地方公共団体情報システムが標準化基準に適合していなければならない日をいう。以下同じ。）は法務大臣が別に定める。	戸籍事務は、他の標準化対象事務と異なり、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の制定前から、①戸籍法施行規則第68条の2及び第70条第2項、②戸籍事務を処理する電子情報処理組織が備えるべき技術的基準について（平成6年11月16日付け法務省民二第7002号民事局長通達。以下「7002号通達」という。）、③7002号通達の内容を具体化した戸籍情報システム標準仕様書の三段構造により、戸籍情報システムを構築するに当たり準拠すべき基準が示されていたという特殊性があります。 このような経緯がある中において、短期間で標準化を円滑に進めるためには、従前の枠組みを可能な限り活用することが有益であることから、省令において詳細を規定するのではなく、委任規定を置いた上で、戸籍情報システム標準仕様書に相当する内容を法務大臣が標準化基準として定めるという今回の方法は十分合理性を有しているものであって、標準化法の趣旨に反するものではないと考えています。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
	別表第二の二 機能要件の標準 機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し要件を規定したものをいい、次のとおりとする。 一　戸籍データ（戸籍法第13条第1項各号に規定する事項をいう。）、受附帳データ（第21条第1項各号に規定する事項をいう。）及び不受理申出データ（第53条の4第2項第1号及び第2号に規定する事項並びに同項第3号の申出をする者の氏名及び同項第4号の養子となる者又は養子の氏名をいう。）その他の情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理に係る機能を備えること。 二　戸籍法第120条第1項に規定する戸籍証明書及び除籍証明書の交付に係る機能を備えること。 三　第75条に規定する再製原戸籍に係る証明書の交付に係る機能を備えること。 四　前号を除くほか法務大臣が別に定める機能を備えること。 帳票要件の標準 機能等のうち電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を出力する書面の様式に関し要件を規定したものをいい、次のとおりとする。 一　戸籍法第48条第1項の届出の受理又は不受理の証明書 二　戸籍法第120条第1項に規定する戸籍証明書及び除籍証明書 三　戸籍法第120条の6第1項に規定する届書等情報の内容についての証明書 四　第79条の2の2第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号等を記載した書面	

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
9	今回の改正は「標準化基準の法定化」と「提供先拡大」が目的と予想しますが、標準化移行・保守で受託者が自治体外からアクセスし得る前提が実務に存在します。 その場合照会者の追加以上に、実際の漏えいリスクは「特権アクセス（移行・運用・保守）」に集中します。 よって、標準化基準として、全国で一律に最低限守るべき統制（MFA、端末制限、経路固定、ログ改ざん耐性、監査、事故報告、再委託制限等）を、自治体裁量に任せず標準仕様や運用指針へ明記することを必須にしていただきたいです。 現行の記載（標準仕様・非機能要件の標準）を確認したところ、ログ取得等の方向性は確認できますが、委託先リモートアクセス等に関しては具体的統制が「検討」「運用に委ねる」に留まり得る構造が見受けられます。結果として自治体ごとに統制レベルがばらつき、弱い自治体が攻撃対象となる「最弱点集中」のリスクが予測されます。 現時点で確認できる前提と懸念 ・戸籍情報連携に関して、端末認証等の要件や、ログ・記録の考え方が示されている一方で、接続時の再認証などが「自治体運用」に委ねられ得る余地があります。 ・非機能要件の標準では、外部（ベンダ拠点等）からのリモート監視・リモート操作を想定しつつも、対策は「検討」「明確化」に留まり、具体コントロールが必須事項として明記されていません。 ・非機能要件の標準はネットワーク等が対象外になり得る構造のため、肝心の接続経路、監視、検知が調達や自治体ポリシーに委ねられ、統制の地域差が拡大する懸念があります。 以上を踏まえ、「外部インターフェース仕様書（別冊：運用編）」等に具体統制が書かれているとしても、一般の確認可能性（透明性）や、全国一律の最低基準として担保されているかが不明なため、その点明確にしていただきたいです。 全国で標準化が進み、連携、オンライン化、委託運用が拡大する一方、統制が自治体運用・調達に委ねられ続けると、攻撃者は統制の弱い自治体や委託先の端末、アカウントを狙い、横展開を行います。結果、単一自治体の漏えいが広域に波及し、戸籍情報等の高機微データが大量に流出、二次利用され、国民の行政手続への信頼が損なわれます。この種の被害は発生後の厳罰では回復が困難であるため、必須統制の明記を求めます。	御指摘のようないわゆる非機能要件は、デジタル庁及び総務省が公表している「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」（以下「非機能要件の標準」という。）で定められているところです。 デジタル庁に確認しましたところ、非機能要件の標準は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第7条第1項の規定に基づく共通基準（デジタル庁・総務省令）とすることを念頭に、地方公共団体が説明責任を負う要件として、「非機能要求グレード（地方公共団体版）」（平成26年3月・J-LIS作成）をベースに、令和2年9月に策定し、令和7年9月に第1.2版に改定したものであり、標準準拠システムのセキュリティ、可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、システム環境・エコロジーに係る機能要件以外の要件（非機能要件）についての指標、選択レベル及び選択時の条件の標準を記載しているものとのことでした。 非機能要件の標準の令和7年9月の第1.2版への改定にあっては、ガバメントクラウド検証事業や標準準拠システムへの移行等が進む中で、個別業務の態様や自治体の規模等に比較して要求される要件が過大ではないかとの指摘や、運用経費の高止まりに繋がっているとの意見もあることから、国として再検討すべきとの認識に至り、「地方公共団体情報システムにかかる共通基準に関する検討会」における協議を経て改定されているところです。 第1.2版における主な改定点としては、セキュリティの根幹に関わるもの等として、業務にかかわらず画一的な指標を示す必要がある項目については、引き続き、国が示した「選択レベル」を満たす必要があるとしつつも、自治体の規模や業務の性質、リスク受容方針等に応じて幅を持たせ得る項目については、自治体が自らの裁量でレベルを選択可能な取扱いとしたことや、適用対象及び適用範囲を明確化したことなどです。 このため、御指摘のような「全国で一律に最低限守るべき基準」については示されていると考えておりますが、頂いたご意見につきましては、今後の非機能要件の標準の改定等の参考とすべく関係省庁に連携させていただきます。 なお、各地方公共団体における情報セキュリティの確保に向けた情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、総務省の定める「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においても、新たな情報機器、サービス及び脅威等に対応した情報セキュリティ対策が示されておりますので参考までに申し添えます。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
10	1　意見対象箇所 A)戸籍法施行規則の一部を改正する省令　第68条の3 B)戸籍法施行規則の一部を改正する省令案の概要　第2　改正等の概要　1 戸籍情報システムの標準化基準について（第68条の3）の「なお、法務大臣が定める標準化基準については、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00013.html）において公表されている「戸籍情報システム標準仕様書」とすることを予定している。」 2　意見の概要 A)条件付き賛成 B)反対 3　意見および理由 A)標準化基準は「法務大臣が定める」としていますが、定めた標準化基準を国民に広く公開いただくよう、ご検討お願いします。 法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00013.html）において公表されている「戸籍情報システム標準仕様書」では、ある時点での委託調査・研究の成果として仕様書が公開されています。仕様書の位置付けが研究成果から標準化基準になったあと、標準化基準としての仕様書を法務省民事局HP上で国民に対して公開お願いします。 戸籍は、国籍・氏名・旅券など、国民の生活に影響度が大きいです。法務大臣（法務省）に仕様決定権を与えることが全国で統一的な統制が取れた事務を行う上で必要なことと理解しますが、一方で内容を広く国民に公開することも同じく大事なこととご理解いただきたく、よろしくお願いします。 B)ア）一国民として、本仕様書の位置付けが不明なため、「戸籍事務を行う市町村役場」「戸籍に搭載される個人」にどう影響するか、法務省民事局HP上で国民に対して広報お願いします。 本仕様書は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行により、戸籍情報システムを国と公共情報システム整備運用者が共同して利用するガバメントクラウド上に開発・使用する際の仕様書と存じます。この仕様書の適用範囲が自治体の使用する戸籍情報システムにどこまで及ぶか、自治体が仕様書に従ったシステムを実装することが必須なのか任意なのか明らかにし、法務省ホームページ上にて広報お願いいたします。	A)について 法務大臣が定めた標準化基準については、法務省ホームページにおいて公開する予定です。 B)について ア） 頂いた御意見も踏まえて、適切な周知・広報を行ってまいります。 なお、標準化に係る一般的な広報については、デジタル庁において行われています。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
	イ)「戸籍情報システム標準仕様書」内では、「国籍選択未了者通知書」(市町村長が国籍選択の義務を期限内に未履行と思料する者を発見した際に管轄法務局長に重国籍者の氏名や本籍等を報告する様式)を月次バッチ処理で出力する機能が存在します。現行では、市町村長が本様式を作成することはまれと存じます。システム的に重国籍者を自動的に検出し通報する仕組みを新規に設けるのであれば、過去政府が国会で説明した内容(第159回国会　衆議院　法務委員会　第33号　平成16年6月2日における政府参考人　房村氏の発言「御指摘のように、国籍法十五条では法務大臣が重国籍者に国籍の選択を催告することができると定められておりますが、法務大臣がこの催告をいたしますと、期間内に具体的な選択をしないと最終的には日本国籍を失うという非常に重大な効果が生ずることとなっております。国籍を喪失するということは、その人にとって非常に大きな意味がありますし、家族関係等にも大きな影響を及ぼすというようなことから、これは相当慎重に行うべき事柄であろうと思っておりまして、現在までこの催告を法務大臣がしたことはございません。」や、第159回国会　衆議院　法務委員会　第33号　平成16年6月2日における政府参考人　倉吉氏の発言「催告をしているのかという御質問でございます。しておりません。」「実は今の下でだれが重国籍者なのかというのをもう把握できないわけでございます。そのような状況の中で、たまたま把握した人に催告をするのがいいのかと。もちろん、催告を受ける側は追い詰められるわけですから、どっちかを選択しなければならない、それが本当にいいのかという問題はございます。いや、そんな生ぬるいことでいいのかとか、いろんな御意見はあるわけですけれども、今のところはそういったもろもろの事情を考えて催告をしないということにしております。」)に変更が生じる(例えば、だれが重国籍者なのかを把握できないわけであったが把握できるような標準化仕様を定める、あるいは、国籍選択の催告しないということにしていたが、するということに方針変更する)ため、国会内外での説明を含めた慎重な議論と検討を実施お願いします。	イ) 　御指摘の「国籍選択未了者通知書」に係る機能については、市区町村長が戸籍事務の処理を行う中で発見した国籍選択義務を未履行の重国籍者について、戸籍法第104条の3に基づき管轄法務局長に通知を行うための機能であって、「重国籍者を自動的に検出し通報する仕組みを新規に設ける」ものではありません。